

トマトファームバンキングサービス（AnserDATAPORT）利用規定

第1条 トマトファームバンキングサービス（AnserDATAPORT）

1. サービスの形態および基本事項

「トマトファームバンキングサービス（AnserDATAPORT）」（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「契約者」といいます。）のコンピュータ、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「使用端末機」といいます。）とトマト銀行（以下、「当社」といいます。）のコンピュータを、「Connecure」または「LGWAN」を利用して株式会社エヌ・ティ・ティ・データのAnserDATAPORTセンター経由で接続して、第1条第2項に規定する取扱いを行うサービスをいいます。
※ 「AnserDATAPORT」「Connecure」は株式会社エヌ・ティ・ティ・データの登録商標です。

（1）本サービスの利用対象者は、本利用規定を承認し当社所定の申込手続きを行う「法人または個人事業主」とします。ただし、当社は契約者との取引等を総合的に判断し本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

（2）本サービスの利用日・利用時間は、当社所定の日および時間内とします。ただし、当社は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。なお、当社の責めによらない障害等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスの提供を一時停止または中止することがあります。

（3）本サービスで利用することのできる口座の科目・種類等は当社所定のものに限りませす。

2. サービス内容

本サービスは契約者が使用端末機により、以下の取引を行う場合に利用できるものとします。本サービスで利用するデータは、全国銀行協会で定められたデータフォーマット（以下、「全銀フォーマット」といいます。）および当社所定のデータフォーマットとします。

（1）一括データ伝送サービス

- ① 契約者が指定した口座（以下、「支払指定口座」といいます。）から依頼金額を引き落としのうえ、総合振込、給与振込、賞与振込を行う取引。
- ② 口座振替により預金者から引き落としした金額を、契約者が指定した口座に入金する取引。
- ③ 契約者が指定した支払指定口座の入出金取引明細・振込入金明細を、契約者に提供する取引。

（2）その他当社が定めるサービス

3. AnserDATAPORTセンターとの接続

（1）契約者は、本サービスの利用にあたりAnserDATAPORTセンターとの接続は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する専用の通信回線である「Connecure」または、地方公共団体は「LGWAN」および「pufure」を利用するものとします。なお、「Connecure」「pufure」の利用については、別途、契約者にて株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの契約が必要です。

（2）本サービスを利用するうえで必要なハードウェア、ソフトウェア、パソコン、通信回線等の利用環境は、契約者が用意し、それらに関する費用および通信費用は契約者が負担するものとします。

（3）契約者がAnserDATAPORTセンターと接続できないことにより発生した損害については、当社はその責任を負いません。

- ・Connecure … 株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する閉域ネットワークサービス（一般企業向け）
- ・LGWAN … 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークサービス。
- ・pufure … 株式会社エヌ・ティ・ティ・データが地方公共団体向けに提供する、金融機関との間でAnserDATAPORTと連携して、総合振込、給与振込、賞与振込、口座振替等のデータ交換を行う「データ伝送中継サービス」。

4. 本人確認等

（1）契約者は本サービスの利用にあたって、事前に当社所定の方法により全銀パスワード、ファイルアクセスキー、照合識別コード（照合データを使用する場合）（以下、総称して「暗証番号」といいます。）およびセンター確認コードを届け出るものとします。またAnserDATAPORTセンターと「Connecure」を利用して接続する契約者が、当社所定の取引を行う場合には、「Connecure」のIPアドレスを届け出るものとします。

（2）契約者が、本サービスを利用して第1条第2項に規定する取引を行う場合は、契約者の使用端末機から、暗証番号等を当社のコンピュータに送信するものとします。当社は、送信された暗証番号等と届出の暗証番号等の一致を確認した場合は、当社は次の事項を確認できたものとして取扱います。

- ① 契約者の有効な意思による申込であること。
- ② 当社が受信した依頼内容が真正なものであること。

（3）当社が、前項の確認を行ったうえで取扱った取引に関して、暗証番号等の不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

（4）暗証番号等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。また、暗証番号等を失念したり、他人に知られたような場合、またはそのおそれがある場合にはすみやかに当社に届け出てください。なお、当社への届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

（5）契約者が当社に送信した暗証番号等が届出の暗証番号等と一致しないことを、当社が当社所定の回数連続して確認した場合は、当社は本サービスの取扱いを停止することができるものとします。

第2条 一括データ伝送サービスの取扱い

1. 契約者から占有管理する使用端末機による依頼に基づき、本契約により契約した各サービスの依頼データを一括して伝送する場合に利用できるものとします。また、「総合振込」「給与振込」「賞与振込」「預金口座振替」は、この規定に定める取扱いによるほか、契約者と当社の間で締結した各種契約書等に従うものとします。

2. 一括データ伝送サービスにより取引を依頼する場合は、あらかじめ当社が指定したIPアドレスあてに当社所定の方法および操作手順に基づいて依頼データを送信し、照合データを使用する場合は、当社所定の時刻までに、当該依頼データとの取引内容（振込指定日・件数・金額等）の照合を行うため、当社所定のデータ（以下、「照合データ」といいます。）を照合識別コードとともに送信し照合を行うものとします。また、ファクシミリにて照合を行う場合は、当社が指定した「データ伝送通知書」または当社が認めた契約者作成の「データ伝送通知書」に代わる用紙にて、伝送内容（サービス種類、指定日、件数、金額、その他所定の項目）を当社が指定したファクシミリ番号あてにファクシミリ送信するものとします。

3. 当社で受信した「センター確認コード」「全銀パスワード」「ファイルアクセスキー」および「委託者コード」が、届出の「センター確認コード」「全銀パスワード」「ファイルアクセスキー」および「委託者コード」と一致した場合、当社は送信者を契約者とみなし受付をするものとします。

4. ファクシミリにて承認を行う場合は、受信したデータの「委託者コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」と当社がファクシミリにより受信した「データ伝送通知書」に記載されている「委託者コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」との一致を確認した時点で、依頼内容を確定するものとします。

5. 当社が依頼された取引を取扱う場合は、振込資金を受入れのうえ、依頼された取引の取扱いを行うものとします。

6. 以下の各号に該当する場合、一括データ伝送サービスのお取扱いはできません。なお、お取扱いできない場合、契約者への連絡は致しません。

（1）契約者が、当社所定の送信データの受付期限内にデータの送信を完了しなかったため、当社がデータの受信の完了を確認できなかったとき。

（2）契約者が全銀フォーマットまたは当社が定めるサービス以外のデータフォーマットでデータを送信したとき。

（3）送信データと「データ伝送通知書」または「照合データ」のうち、どちらか一方でも当社が受信を確認できなかったとき。

（4）当社が受信したデータの「委託者コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」と「データ伝送通知書」に記載の「委託者コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」のいずれか一つでも不一致のとき。

（5）1回当たりの送信データの件数が、当社所定の件数を超過しているとき。

（6）送信データに瑕疵があるとき。

7. 総合振込・給与振込等の変更、取消し

契約者は、依頼データを当社が受信した後にその内容を変更（一部の変更を含みます）、取消（一部の取消を含みます）することはできません。

<総合振込>

（1）総合振込の内容

- ① 当社は、契約者からの依頼による一括データ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。
- ② 振込資金の支払口座は、当社に届出した支払指定口座とします。
- ③ 振込を指定できる預金口座は、当社本支店の当社所定の科目、並びに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある当社所定の科目とします。
- ④ 総合振込については、当社所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- ⑤ 当社は、振込金の受取人に対し入金通知は行いません。

（2）取引の依頼

当社所定期間の当社営業日のうちから、振込指定日を契約者の使用端末機から指定し振込を依頼してください。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

（3）資金の準備

振込の資金は、振込指定日の前営業日までに支払指定口座に入金するものとします。

（4）依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者は使用端末機にて受付の結果を確認してください。

<給与・賞与振込>

（1）給与・賞与振込の内容

- ① 当社は、契約者からの依頼による一括データ伝送サービスを利用した給与・賞与振込事務を受託します。
- ② 給与・賞与振込資金の支払口座は、当社に届出した支払指定口座とします。
- ③ 給与・賞与振込を指定できる預金口座は、当社本支店の当社所定の科目、並びに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある当社所定の科目とします。
- ④ 給与・賞与振込については、当社所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- ⑤ 当社は、給与・賞与振込金の受取人に対し入金通知は行いません。

（2）取引の依頼

当社所定期間の当社営業日のうちから振込指定日を契約者の使用端末機から指定し振込を依頼してください。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

（3）資金の準備

給与・賞与振込の資金は、振込先銀行が当社のみときは振込指定日の前営業日までに支払指定口座に入金するものとし、振込先銀行が1件でも当社以外が含まれているときは振込指定日の3営業日前までに支払指定口座に入金するものとします。

（4）依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者は使用端末機にて受付の結果を確認してください。

<預金口座振替>

（1）預金口座振替の内容

- ① 当社は、契約者と締結した「データ伝送による預金口座振替契約書」に基づく、預金口座振替による取

納事務に関し、契約者からの依頼による一括データ伝送サービスを利用した預金口座振替取納事務を受託します。

② 契約者が、預金口座振替により引き落としを指定できる預金口座は、預金者から口座振替依頼書の提出を受け、当社が承諾した当社本支店の当社所定の科目とします。なお、口座振替依頼書等の取扱いは各種契約書等により取扱うものとします。

③ 預金口座振替の依頼は、当社所定の方法により当社所定の時限までに行うものとします。

④ 預金口座振替の受付にあたっては、各種契約書等に基づく取扱手数料をお支払いいただきます。

⑤ 預金口座振替した資金は、各種契約書等に指定された口座に入金するものとします。

（2）取引の依頼

① 預金口座振替による振替指定日は、各種契約書等の所定の日とします。

② 当社は取引の依頼内容が確定した後、契約者から送信されたデータに基づき振替指定日に預金者の口座から振替処理を行います。なお、振替処理は、預金口座振替依頼データに記載されている口座番号により預金者の口座から引き落とすことにより行います。

（3）依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者は使用端末機にて受付の結果を確認してください。

（4）停止通知

契約者は、預金口座振替依頼データを当社が受信した後に預金口座振替による取納事務を停止するとき は、各契約書等に定める時限までに、当該預金者の口座番号、氏名等を取りまとめ店に通知するものとします。

（5）振替結果等

① 当社が提供する預金口座振替の結果明細データは、全国銀行協会で定められたデータフォーマットの他、当社所定の形式とします。

② 預金口座振替の結果の照会は、当社所定の時限より行うことができるものとします。なお、契約者はあらかじめ当社所定の方法により口座振替の結果通知（全処理結果を通知・処理不能分のみ通知）を届け出るものとします。

③ 当社は、預金口座振替に関して預金者に対する振替済みの通知および入金催促等はありません。

（6）その他

この規定に定めのない事項については、各種契約書等によるものとします。

<入出金取引明細照会、振込入金明細照会>

（1）サービス内容

入出金取引明細照会、振込入金明細照会とは、契約者の使用端末機により、あらかじめ当社が指定したIPアドレスあてに送信を行い、支払指定口座の入出金取引明細または振込入金明細の口座情報を当社所定の方法で提供するサービスをいいます。

（2）提供内容の変更・取消等

契約者からの依頼に基づき当社が提供した口座情報は、その内容を当社が証明するものではありません。振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、提供後であっても取引内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、変更・取消により生じた損害について、当社は責任を負いません。

（3）口座情報の保有期間

当社が提供する口座情報の保有期間は、当社所定の期間内とします。

（4）提供データの形式

当社が契約者へ提供する口座情報データは、全銀フォーマットの他、当社所定の形式とします。

第3条 振込等

1. 振込資金の引き落とし

（1）当社は支払指定口座より振込資金を引き落としのうえ、当社所定の方法により振込の手続きを行います。
（2）資金の引き落とし時において、引き落とし金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額を超える場合は、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、資金の引き落とし日において、支払指定口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの金額が払い戻すことができる金額を超える場合は、そのいずれかを引き落とすかは当社の任意とします。

（3）振込資金の引き落としについては、支払指定口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしで当社所定の方法により引き落としを行うものとします。

2. 振込の取扱い不能事由

以下に該当する場合は、振込の取扱いはできません。

- （1）支払指定口座が解約されているとき。
- （2）契約者から支払指定口座への支払い停止の届出があり、それに基づき当社が所定の手続きを行ったとき。
- （3）差押等やむを得ない事情があり、当社が支払いあるいは入金を不適当と認めたとき。
- （4）災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- （5）当社または他金融機関等の通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- （6）届出と異なる暗証番号の送信を、当社所定の回数以上連続して行ったとき。
- （7）当社の責に帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。

3. 振込資金の照会・返却

当社が契約者の依頼に基づき発信した振込通知について、振込先金融機関から照会があった場合、または、入金先口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当社は契約者に対し、依頼内容について照会することがあります。当社からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、当社は振込資金を支払指定口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

4. 依頼内容確定後の取消、変更、組戻し

- (1) 取消、変更
取引依頼内容が確定した後の依頼内容の取消、変更（確定したデータの一部の取消または一部の変更を含みます。）はできないものとします。

- (2) 組戻し
① 振込の依頼が確定した後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当社本支店の窓口において、当社所定の方法により申し込むものとします。
② 組戻しは、当社所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻し依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。この場合、当社所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。
③ 組戻しは、振込先の金融機関の承諾後にできるものとします。したがって、当社が組戻し依頼を受付けた場合であっても、組戻しできない場合があります。なお、この場合、組戻し手数料は返却いたしません。
④ 組戻しにより振込資金が返却された場合、当該資金を支払指定口座に入金します。

5. 受取書の不発行

- 当社は、本サービスによる振込の取扱分について受取書は発行いたしません。

第4条 代理人によるデータ伝送の授受

- 本契約に基づくデータの授受に関する一切の行為について、代理人を定めて取扱うことができるものとします。
- 前項の場合、本人から代理人の住所、氏名を申込書にて届け出るものとします。
- 代理人が行った行為については、当社は依頼人本人の指図に基づく取引とみなし、その効果は契約者本人に帰するものとします。
- 代理人の行う行為についても、この規定を適用します。

第5条 手数料等

- 基本手数料
 - 本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本手数料（消費税相当額を含みます。以下同じ）を当社所定の方法によりお支払いいただきます。なお、当社は基本手数料の額を諸般の事情により変更する場合があります。
 - 基本手数料は、毎月当社所定の日に通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしで支払指定口座から自動的に引き落とします。
- 振込手数料
 - 本サービスにより振替・振込を行う場合は、前項の基本手数料とは別に、当社所定の振込手数料をお支払いいただきます。
 - 振込手数料は、振込日に通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしで支払指定口座から引き落とします。なお、振込手数料引落方法について別途契約がある場合は、この限りではありません。
- 組戻し手数料
組戻しの取扱いをした場合、当社所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。

第6条 解約等

- 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。この場合、一旦お支払いいただいた手数料は返却いたしません。
- 当社の都合により本サービスを解約する場合は、契約者の届出住所宛に解約の通知を行います。この場合、通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 解約は当社の解約手続きが完了した後に有効になるものとします。解約処理終了前に生じた損害について当社は責任を負いません。
- 支払指定口座が解約されたときは、本契約は解約されたものとします。
- 契約者に以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合は、当社はいつでも契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
 - 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
 - 手形交換所（これに準ずる施設を含む）の取引停止処分を受けたとき。
 - 相続の開始があったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき。
 - 当社に支払うべき手数料を支払わないとき。
 - 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - 当社の取引約定に違反した場合等、当社が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - この規定に違反して不正にサービスを利用する等、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
 - 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど

- 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (10) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - その他①から④に準ずる行為。
- この契約が解約等により終了した場合には、解約時点での処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理を行う義務を負いません。

第7条 取引内容の確認

- 本サービスによる取引後はすみやかに普通預金通帳等への記入または別途送付する当座取引明細表等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内容・残高に相違がある場合には、直ちに契約者がその旨をお取引店に連絡するものとします。
- 契約者と当社との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する機械記録の内容を正当なものとして処理させていただきます。

第8条 届出事項の変更

- 暗証番号、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号、I Pアドレス(Connecture)、その他届出事項に変更がある場合には、直ちに当社所定の書面によりお取引店にお届けください。
- 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 第1項による届出事項の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 免責事項

- 当社の責によらない通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 一括データ伝送サービスにおいて、第2条6項および第3条2項によりお取扱いができなかったために、取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 契約者が使用するソフトウェアに偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があったとき、または当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 当社がこの規定により取扱ったにもかかわらず、契約者がこの規定により取扱わなかったために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、各種預金規定、振込規定等および関係法令により取扱います。

第11条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約期間満了日までに契約者または当社から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間同一条件で継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第12条 秘密の保持

本契約の有効期間中および終了後に、本契約により知り得た当社の業務上の秘密やデータを第三者に漏洩することを禁止します。

第13条 ソフトウェアの取扱い

契約者が他の金融機関、メーカー等から入手したソフトウェアについては、それぞれのソフトウェアの利用規定・注意事項・保証規定等により取扱うものとします。

第14条 利用地域

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとします。

第15条 譲渡・質入れ等の禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡・質入れ・第三者への貸与などはできません。

第16条 準拠法、合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

個人情報の「利用目的」

株式会社トマト銀行（以下、「当社」といいます。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容	<ul style="list-style-type: none">預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務 公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務 その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	<p>当社及び当社の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合（下欄の「利用目的の限定」をご覧ください。）には、当該利用目的以外では利用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none">各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため 犯罪収益移転防止法に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため 銀行の適切な業務の遂行等に必要な範囲で委託や共同利用を行うため 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（ご希望されないお客さまはお申し出ください） 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため 株主さまについては、株主さまの権利等を適切に取扱うため
利用目的の限定	<ul style="list-style-type: none">銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 銀行法施行規則第13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

平成17年3月策定

令和3年4月5日改定